

2. ドイツ

(1) ドイツの女性の活躍推進に係る取組の特徴等

- 基本法制等

- 1994年のドイツ統一を契機とした改正ドイツ連邦共和国基本法 (the Basic Law) の中にある、男女同権を促進する国の義務規定に則り、政治、行政、経済分野にて、男女共同参画の取組が進められている。

- 政治分野

- 1980年代後半から、政党が綱領等にてクオータ制を規定している。連邦議会は小選挙区比例代表併用制のため、政党は、綱領等に則って、比例代表名簿に女性候補者を掲載している (2014年末、連邦議会の女性議員比率は36.5%)。
- 州議会選挙は、各州法のもと、連邦議会と同様に小選挙区比例代表併用制で行われる (2011年末、全州議会議員の女性比率は約32%)。

- 行政分野

- 連邦行政機関では、2001年の「公務部門における連邦平等法」以降、女性比率が50%未満の職場等に対し、職員の登用等に係るクオータ制が実施されている。
- 州政府では、各州法に則って、クオータ制が実施されている。

- 経済分野

- 2001年に、連邦政府と経済団体が協定を結び、男女共同参画、家庭と仕事のバランスに係る取組を進めている。
- 2007年から導入している「両親手当」が、父親の育児休業取得を促進している。
- 2015年、大企業の監査役会に占める女性役員の比率を30%以上とする法案が連邦議会で可決され、2016年から約100社が対象になる。